

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理(予防接種) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和8年9月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種管理 事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況の管理、予防接種健康被害があった場合の給付の支給に関する事務。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法第9条 第1項 別表14の項、126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども課 住民ほけん課
②所属長の役職名	こども課長 住民ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7123 住民ほけん課 三重県多気郡明和町馬之上945番地 0596-52-7116

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを含む書類の保管は、施錠できる書棚に保管しており、特定の職員以外は閲覧できないようになっている。また、書類を廃棄する際には、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	Ⅱ－１ いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ－２ いつの時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	【Ⅰ 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成30年4月1日	【Ⅰ 関連情報】 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職	①福祉保健課 ②福祉保健課長 下村由美子	①健康あゆみ課 ②健康あゆみ課長	事後	
平成30年4月1日	【Ⅱ しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	【Ⅱ しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成26年10月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	【Ⅱ しきい値判断項目】 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	【Ⅱ しきい値判断項目】 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和1年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	
令和2年10月19日	Ⅰ－７－請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年10月19日	Ⅱ－１．一時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年10月19日	Ⅱ－２．一時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年12月8日	Ⅰ－１－② 事務概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。	事前	
令和2年12月8日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	番号法第19条 第7項 別表第二の17、18、19の項	番号法第19条第7号 別表第二の16の2,17,18,19の項及び115の2の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I－3. 法令上の根拠	番号法第9条 第1項 別表第一の10の項	番号法第9条 第1項 別表第一の10の項、93の2項	事前	
令和3年6月10日	I－4－②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16の2,17,18,19の項及び115の2の項	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項	事後	
令和3年8月20日	I－4－②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項 【情報提供】番号法第19条第7号 別表第二の16の2、115の2の項	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二の16の2,17,18,19,115の2の項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二の16の2,16の3,115の2の項	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	II－1. 対象人数	2)1,000人以上1万人未満	3)1万人以上10万人未満	事前	
令和3年8月20日	II－1. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和3年8月20日	II－2. いつ時点日欄	令和2年10月1日 時点	令和3年8月20日時点	事後	
令和3年12月10日	I－1－②事務の概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月10日	I－1－③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月10日	I－3. 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項別表第一の10の項、93の2項	・番号法第9条 第1項別表第一の10の項、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和3年8月20日時点	令和3年12月10日時点	事後	
令和3年12月10日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和3年8月20日時点	令和3年12月10日時点	事後	
令和4年6月17日	I－2. 特定個人情報ファイル名	予防接種の接種歴	予防接種情報ファイル	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和3年12月10日時点	令和4年6月17日時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和3年12月10日時点	令和4年6月17日時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ－1. いつ時点日欄	令和4年6月17日時点	令和5年7月7日時点	事後	
令和5年7月7日	Ⅱ－2. いつ時点日欄	令和4年6月17日時点	令和5年7月7日時点	事後	
令和6年12月20日	I－1. ②事務の概要	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	予防接種法に基づき、市町村が実施した予防接種の実施状況を管理する。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和6年12月20日	I－3. 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項別表第一の10の項、93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第9条 第1項 別表14の項、126の項	事後	
令和6年12月20日	I－4. ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2,17,18,19の項及び115の2の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の16の2,16の3,115の2の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27～29、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項	事後	
令和6年12月20日	I－5. ①部署	健康あゆみ課	こども課 住民ほけん課	事後	
令和6年12月20日	I－5. ②所属長の役職名	健康あゆみ課長	こども課長 住民ほけん課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月20日	I－7. 請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月20日	I－8. 連絡先	健康あゆみ課	こども課 住民ほけん課	事後	
令和6年12月20日	IV－8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う追記
令和6年12月20日	IV－11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う追記
令和7年7月1日	I－1－③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	
令和7年7月1日	I－3. 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表14の項、126の項	1 番号法第9条 第1項 別表14の項、126の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	
令和7年7月1日	I－4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、27～29、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、153、154の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第2条の表25、26、153、154の項	事後	
令和7年7月1日	II－1. いつ時点日欄	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月1日	II－2. いつ時点日欄	令和6年12月20日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月1日	IV－8. 判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。	マイナンバーを含む書類の保管は、施錠できる書棚に保管しており、特定の職員以外は閲覧できないようになっている。また、書類を廃棄する際には、特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行っている。以上のことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	
令和7年7月1日	IV－11. 判断の根拠	アクセス権限の管理を行い、アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理し、離席時のログアウトを徹底する。	アクセス権限の管理を行い、アクセス権限を持つ者はID・パスワード等を適切に管理しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年8月21日	I－3. 法令上の根拠	1 番号法第9条 第1項 別表14の項、1260の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	1 番号法第9条 第1項 別表14の項、1260の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の3	事後	
令和8年8月21日	II－1. いつ時点日欄	令和7年7月1日時点	令和8年8月21日時点	事後	
令和8年8月21日	II－2. いつ時点日欄	令和7年7月1日時点	令和8年8月21日時点	事後	